

| 資 格 | 免 許 講 習 |
|---|---|
| 3級海技士（航海） | レーダー観測者講習 レーダー自動衝突予防援助装置シミュレータ講習 救命講習 消火講習 上級航海英語講習 |
| 4級海技士（航海） 5級海技士（航海） | レーダー観測者講習 レーダー自動衝突予防援助装置シミュレータ講習 救命講習 消火講習 航海英語講習 |
| 6級海技士（航海） | レーダー観測者講習 救命講習 消火講習 |
| 3級海技士（機関） | 機関救命講習 消火講習 上級機関英語講習 |
| 4級海技士（機関） 5級海技士（機関） | 機関救命講習 消火講習 機関英語講習 |
| 6級海技士（機関） | 機関救命講習 消火講習 |
| 1級海技士（通信） 2級海技士（通信） 3級海技士（通信） 1級海技士（電子通信） 2級海技士（電子通信） 3級海技士（電子通信） 4級海技士（電子通信） | 救命講習 消火講習 |

注) 救命講習、上級航海英語講習、上級機関英語講習修了者、はそれぞれ機関救命講習、航海英語講習、機関英語講習を修了することを要しない。(則3の2②)

※平成11年4月1日現在において、旧規則の規定によるレーダーシミュレータ講習又は救命講習の課程を修了した者は、新規則のレーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習又は機関救命講習を修了したものとみなす。(H11則附則3)